

重要

令和6年10月

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇〇市〇〇町1-1-1

〇〇 〇〇 様

お手続きの期限が迫っております。
必ず以下の内容をご確認ください。

(送付元)
国民年金基金連合会
確定拠出年金部

【最後のご案内です】

お客様の iDeCo の掛金引落しが、一時停止となります。

※掛金納付方法を「毎月定額」に変更のお手続きをされない場合※

- ◆掛金納付方法の変更手続きをされない場合、制度改正により、
iDeCo の令和6年12月分掛金(令和7年1月引落し)から、引落しが一時停止となります。
(一時停止された期間の掛金を追納することはできません。)
- ◆変更手続きの方法
以下の「運営管理機関」にご連絡いただき、令和6年10月末までに、お手続きください。

基礎年金番号 1234-567890
加入者氏名 〇〇 〇〇
企業年金等の加入状況 △△ 〇〇〇〇〇〇〇〇
(本件に関する手続き・照会先)
運営管理機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
運営管理機関連絡先 △△-△△△△-△△△△
(運営管理機関によっては、ホームページにお手続き方法や届出書が掲載されています。)

専用届出書(裏面見本)により、「毎月定額」への変更と同時に、掛金額変更の手続きも可能です。

令和6年11月分掛金(令和6年12月引落し)まで現在の納付方法を続け、令和6年12月分掛金(令和7年1月引落し)から毎月定額で納付する場合(同時に掛金額を変更する場合を含む)
→専用の届出書を運営管理機関から入手して、運営管理機関へご提出ください。
(裏面は届出書の見本です。見本の中の【ご注意】の記載内容もご確認ください。)

<制度改正(令和6年12月施行)の概要>

DB等(※1)の他制度に加入している方(公務員を含む)の iDeCo の掛金の拠出限度額が12,000円から最大20,000円に変わります(※2)。また、DB等とiDeCoの掛金を合算して管理することになるため、DB等に加入されている方は、iDeCo の掛金を必ず毎月定額で納付いただく必要があります。

(※1)確定給付企業年金(DB)、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金

(※2)iDeCoの掛金の拠出限度額=「月額55,000円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)」(上限20,000円)

国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の場合、他制度掛金相当額が8,000円と公示されましたので、

令和6年12月分以降のiDeCoの掛金の拠出限度額は、20,000円となります。

⇒ 詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.htm#202412>



のご案内は、本年4月および7月に「【お手続きのお願い】」をお送りした加入者様のうち、まだお手続きいただけていない方にもお送りしております。もし、お手続き済みの場合は、行き違いにつきご了承ください。

(裏面につづく)

【月別→定額切替 事前受付専用】

加入者掛金額変更届
(第2号被保険者用)事務処理
センター用

拠

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。

- この届出書は令和6年12月施行に伴い、令和6年12月分(令和7年1月引落し)掛金から納付方法を月別指定から毎月定額に変更するもので、加入者さまの運営管理機関あて令和6年10月末日までに、ご提出ください。
- なお、令和6年11月分(令和6年12月引落し)までは現在の月別指定のお届け内容で掛金の引落しが行われます。

届書コード	届出区分	身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。	
04091	掛金額変更		
基礎年金	見本	生年月日	性別
		5:昭和 7:平成	1:男 2:女
フリガナ		住所	
〒		都道府県 郡	
企業年金制度等		拠出限度額(月額)	
<input type="checkbox"/>	00 他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)	23,000円	
<input type="checkbox"/>	10 企業型確定拠出年金	20,000円	
<input type="checkbox"/>	11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金	12,000円 ※ ※令和6年12月分から20,000円	
<input type="checkbox"/>	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金		
<input type="checkbox"/>	13 厚生年金基金		
<input type="checkbox"/>	14 確定給付企業年金		
<input type="checkbox"/>	15 石炭鉱業年金基金		
<input type="checkbox"/>	16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金		
<input type="checkbox"/>	50 国家公務員共済組合(長期)		
<input type="checkbox"/>	51 地方公務員共済組合(長期)		
<input type="checkbox"/>	52 私立学校教職員共済制度(長期)		
<input type="checkbox"/>	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)		
掛金額区分 ※どちらか	<input checked="" type="radio"/> 令和6年12月分(令和7年1月引落し)から 掛金を毎月定額で納付します	掛金額変更	令和7年1月引落しから 毎月の掛金額 千 0 0 0 円

表面の下部記載の「企業年金等の加入状況」を
参考にご記入ください

【ご注意】

- 令和6年12月よりも前に毎月定額の納付方法に変更を希望する場合は、この届出書では手続きができませんので、加入者さまの運営管理機関あて別途お申し込みが必要です。
- なお、この届出書の提出後にiDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務 確認
加入者月別掛金額登録・変更届	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>

受付金融機関 9: 令和 年 月 日 事務処理センター

令和6年12月施行対応

(令和7年から毎月定額納付へ切替専用)

様式第 K-009B号 (2022.10)

(送付元)

国民年金基金連合会

電話: 0570-003-105 (コールセンター)

050 で始まる電話でおかけになる場合は

03-6627-9059